



オアシス

2013年7・8月

No.53

発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸
TEL

090-9121-0602

労働者派遣法違反で

正社員化を求める

マツダは2008年末から2009年初頭にかけて、生産の調整弁として派遣社員約700名をたつた1枚の紙切れで、もののように切り捨てました。派遣切りされた派遣社員のうち17名（のちに2名減り15名）は、2009年4月、マツダ正社員としての地位確認を求めて山口地方裁判所に提訴しました。

原告団は、ほとんどが初対面でしたが、毎週機関紙を発行し、各団体へのオルグ活動、マツダの工場がある山口県防府駅前の宣伝署名行動等を、4年間続けてきました。

派遣社員を

マツダの正社員と認定

2013年3月13日、山口地裁より判決が出され、マツダと派遣社員との間に「黙示の労働契約があった」ことを明確に示しました。つまり派遣社員をマツダの正社員として認める内容となっています。

山口地裁の判決では、派遣労働は「臨時的・一時的業務に限る」「常用雇用の代替にしてはならない」という労働者派遣法の規定に従い、マツダの派遣の運用を職業安定法で禁止している「労働者供給契約に該当する」と認定。またマツダが派遣社員の雇用期間の制

限より免れるために、3ヶ月と1日だけサポート社員（直接雇用の期間工）制度を取入れ、脱法行為を「組織的かつ大々的」に実施してきたと厳しく批判しました。また派遣社員をランク付けして賃金を支払ってきた実態に照らして「もはや労働者派遣と評価することは出来ない」と断言しています。これらの事実より、派遣社員は実質的にマツダの使用従属関係にあつたとして「黙示の労働契約の成立」を明確に示しました。

勝利判決の意義と

これから

山口地裁の判決は、会社の不法行為を認めただけでなく、派遣社員をマツダの正社員として認めたいという意味で、前例のない画期的な判決です。

マツダが控訴したことにより、たまたかの舞台は広島高裁に移りました。また安倍政権は、労働者派遣法の改悪を目指し「常用雇用の代替にしてはならない」という原則を捨てようとしています。

原告団は、重くのしかかる生活苦や病気を抱えながらも、毎月お米を送ってくれる人や、住まいを提供してくれる人たちの支援に支えられながら、格差社会や労働者犠牲のやり方と、真っ向からたたかっています。

派遣社員や非正規社員が、安心して、まともに暮らせるように、正社員化が強く求められています。